東京高裁令和6年8月28日判決 仙台薬局事件

~M&Aや事業承継の実務に与える影響と課税リスクの視点から~

弁護士法人北浜法律事務所 弁護士・税理士 安田雄飛 (元国税審判官)

I はじめに

本件は、非上場企業のM&Aの準備過程で、株式の譲渡予定価格について法的拘束力のない基本合意が成立した直後にオーナーが死亡し、その約1か月後、財産評価基本通達(以下「評価通達」という。)の定める方法により評価した価額(以下「通達評価額」という。)を上回る価額で譲渡した場合に、課税庁が、当該株式の相続税評価について、評価通達6(以下「総則6項」という。)を適用し、通達評価額を上回る鑑定評価額により更正処分等を行った事案である。

相続等により取得した財産の「時価」(相続税法22条)については、課税実務上、評価通達の定める方法による画一的な評価が行われているが、総則6項は、評価通達の定めによって評価することが著しく不適当と認められる財産の価額は国税庁長官の指示を受けて評価する旨を定めている。

不動産の評価について、課税庁が総則6項を 適用して通達評価額を上回る鑑定評価額により 行った更正処分等の適否について判断を示した 重要判例として、最判令和4年4月19日民集76 巻4号411頁¹(以下「令和4年最判」という。)がある。令和4年最判は、多額の借入れを伴う不動産の購入により相続税の負担が著しく軽減され、租税負担の軽減をも意図してこれを行ったといえることから、評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情があるとし、更正処分等を適法と判断した。

他方、本件は、不動産ではなく、取引相場のない株式の評価が問題となった点、及び、相続開始前に相続税負担を軽減させるような行為が見当たらない(そもそも国が主張していない)点において、令和4年最判と事案が異なる。

本件の第一審判決(東京地判令和6年1月18日LEX/DB25598705²、以下「第一審判決」という。)及び控訴審判決(東京高判令和6年8月28日LEX/DB25620971³、以下「本判決」という。国が上告をしなかったため確定。)は、課税庁が総則6項を適用して行った更正処分を令和4年最判後初めて取り消した事例として注目を集めている。本判決は、令和4年最判との上記の事案の違いに着目し、取引相場のない株式につ

¹ 評釈等は多数に上るが、最高裁判所調査官による解説として山本拓・法曹時報75巻12号178頁。

 ² 主な評釈等として、平川雄士・NO & T Tax Law Update 税務ニュースレター 2024年2月号、香取稔・本誌1017号4頁、迫野馨恵・本誌1020号14頁、品川芳宣・本誌1024号15頁、渡辺充・税理67巻6号118頁、笹岡宏保・税理67巻6号219頁、同・税理67巻7号155頁、首藤重幸・税研235号93頁、山下清兵衛・税務弘報72巻5号67頁、安田雄飛・NBL1267号35頁、橋本浩史・税経通信79巻5号143頁、安部慶彦・税経通信79巻10号53頁。

³ 評釈等として、平川雄士・NO & T Tax Law Update税務ニュースレター 2024年10月号、香取稔・本誌1046号4頁。